

学校法人御船学園 役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 学校法人御船学園（以下「法人」という。）の役員の報酬、手当及び退職慰労金については、この規程の定めるところによる。

(役員の定義)

第2条 この規程で役員とは、寄附行為第5条に規定する理事及び監事をいう。

2 理事はその勤務態様等から次の各号のとおり呼称する。

- (1) 専務理事長(専ら理事長職に従事する理事長)
- (2) 兼務理事長(専任の職員を兼ねる理事長)
- (3) 兼務理事(専任の職員を兼ねる理事)

(報酬の支給)

第3条 前条に規定する役員に報酬及び会議手当並びに交通費を支給する。

2 評議員に会議手当及び交通費を支給する。

(報酬額)

第4条 理事及び監事並びに会計監査人の報酬は次のとおりとする。

- (1) 専務理事長 報酬月額として本学園給与規程第7条第4号の指定職給料表15号俸を支給する。
- (2) 兼務理事長 報酬年額 500,000 円
- (3) 兼務理事 報酬年額 250,000 円
- (4) 理事 報酬年額 120,000 円
- (5) 監事 次の各号に応じ、報酬年額を定める。
 - ① 弁護士、公認会計士その他の高度専門資格を有する
監事：年額 360,000 円
 - ② 上記以外の監事：年額 120,000 円
- (6) 会計監査人 会計監査人の報酬は、監事の過半数の同意を得たうえで、理事会の決議により定める。報酬額は、当該職務の専門性、業務量、契約期間等を考慮し、個別契約により設定する。

(会議手当等)

第5条 役員及び評議員が会議に出席した場合は会議手当10,000円と旅費規程に準じて算出した交通費を支給する。ただし専任の職員を兼ねる理事及び評議員については会議手当を5,000円とする。

2 同一日に複数回の会議に出席した場合の会議手当等は1回分とする。

(支給日)

第6条 報酬が年額の場合は、年2回（6月と12月）に分けて給与規程第31条に規定する日に支給する。報酬が月額の場合は給与規程第5条の規定に準じて毎月21日に支給する。

- 2 会議手当及び交通費の支給日は、給与規程第 5 条の規定に準じて会議終了後の直近の 21 日とする。

(旅費)

第 7 条 法人業務に従事するために旅行した役員には、法人旅費規程に定めるところにより旅費を支給する。

(退職慰労金)

第 8 条 理事及び監事が退職した場合は、その者（死亡による退職の場合は遺族）に退職慰労金として 30,000 円を支給する。

- 2 専任職員として退職金規程の適用を受ける役員については前項の規定は適用しない。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃については、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この改正は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この改正は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この改正は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この改正は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この改正は令和 5 年 1 月 20 日から施行する。
- 10 この改正は令和 7 年 6 月 24 日から施行する。